

使用料改定の方針について

1. 杵築市の下水道事業における会計制度

地方公共団体の財政状況が厳しい中で、下水道事業が一般的に地方公共団体の財政運営に与える影響が大きく経営基盤の強化が急務となっている。

下水道事業の経営基盤強化の取り組みの柱の一つとして公営企業会計の適用があり、平成27年に総務省から「公営企業会計の適用の推進について（要請）」があり、本市においても令和2年4月1日より公共下水道と特定環境保全公共下水道の2事業を公営企業会計に移行した。

【公営企業会計の適用の推進について（平成27年1月27日付 総務大臣通知）概要】

計画的な経営基盤強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請

①平成27年度から令和元年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする。

②下水道事業（農業集落排水等のその他下水道事業は除く）及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。

地域	事業名	会計名	会計制度
杵築地域	公共下水道	下水道事業会計	公営企業会計 (令和2年4月1日から移行)
山香地域	特定環境保全公共下水道		
大田地域	農業集落排水大田処理区	農業集落排水事業 特別会計	官公庁会計
	農業集落排水中溪処理区		

2. 公営企業会計の特徴

○経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表（貸借対照表、損益計算書、固定資産台帳等）を作成することにより公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能。



①より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメント向上等が可能。

②使用料対象原価の明確化により、適切な使用料算定が可能。

③経営の透明性が向上し、議会・住民のガバナンスが向上

3. 地方公営企業の経営原則

(1) 公営企業の経営原則

下水道事業は地方財政法上の公営企業とされ、その経営に必要な費用は原則として、経営に伴う収入で賄うこととする「独立採算制の原則」が適用される。

【地方財政法】

(公営企業の経営)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、**その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。**但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

【地方公営企業法】

(経費の負担の原則)

第17条

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、**当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。**

(2) 適正な使用料の確保

①使用料に関する規定及び体系

【地方公営企業法】

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、**地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。**

【下水道法】

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

②最低限行うべき経営努力としての使用料収入について

公営企業は健全な運営のための使用料を確保する必要があり、国は最低限行うべき経営努力としての使用料単価の水準を150円/㎡としている。

【公営企業の経営に当たっての留意事項（平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知（抄））】

第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項

四 下水道事業

（1）経営について

- ⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び**使用料徴収月3,000円/20㎡**を前提として行われていることに留意すること。

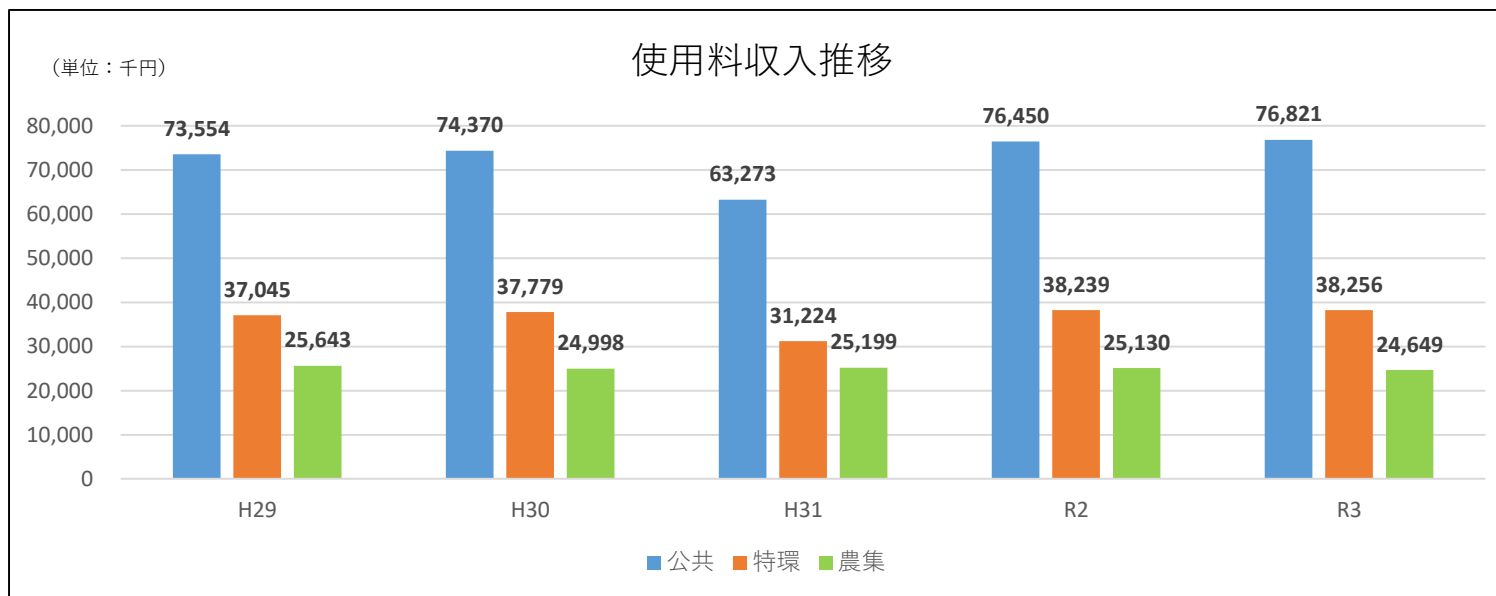
4. 下水道使用料の現状

(1) 使用料収入の推移

公共下水道、特定環境保全公共下水道は微増、農業集落排水は横ばい傾向である。

※公共下水道、特定環境保全公共下水道のR2、R3の数値は調定累計額を記載。

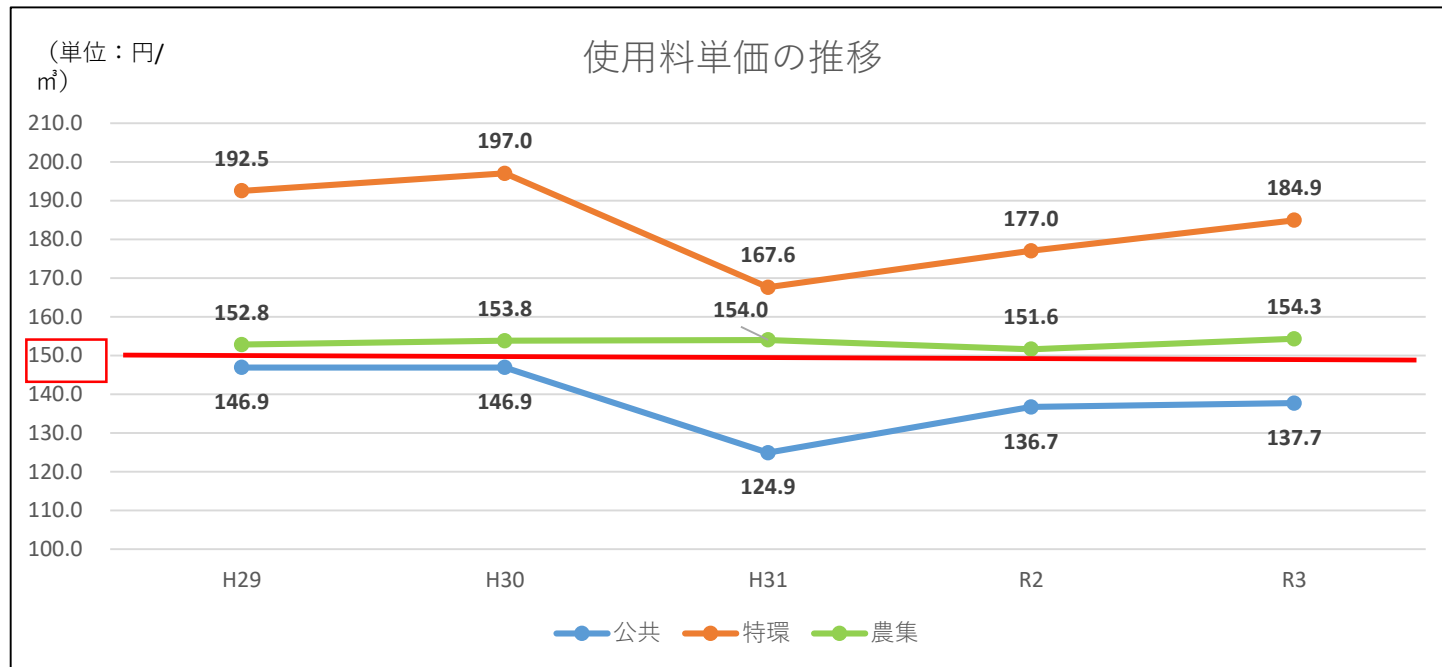
※H31の公共下水道、特定環境保全公共下水道の使用料収入が低いのは公営企業会計への移行に伴う打切り決算を行ったため。



(2) 使用料単価の推移

$$\bigcirc \text{使用料単価} = \text{使用料収入} \div \text{有収水量}$$

特定環境保全公共下水道及び農業集落排水は国の定める必要最低限の経営努力である使用料水準150円/m³を達成している



(3) 使用料見直しの経緯

これまで本市における下水道使用料は、消費税率の改定によるもの以外に使用料改定の実績はない。

平成17年10月（市町村合併時点）

平成26年4月（消費税8%を反映）

令和元年10月（消費税10%を反映）

【公共下水道（杵築地域）】

種別	区分	汚水量	金額 (円/月)
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	1,050
	超過料金 (1m ³ につき)	10m ³ を超え 50m ³ まで	157.5
		50m ³ を超える 場合	168
公衆浴場汚水		1m ³ につき	31.5

種別	区分	汚水量	金額 (円/月)
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	1,080
	超過料金 (1m ³ につき)	10m ³ を超え 50m ³ まで	162
		50m ³ を超える 場合	172.8
公衆浴場汚水		1m ³ につき	32.4

種別	区分	汚水量	金額 (円/月)
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	1,100
	超過料金 (1m ³ につき)	10m ³ を超え 50m ³ まで	165
		50m ³ を超える 場合	176
公衆浴場汚水		1m ³ につき	33

【特定環境保全公共下水道（山香地域）】

種別	区分	汚水量	金額 (円/月)
一般汚水	基本料金	5m ³ まで	735
	超過料金 (1m ³ につき)	5m ³ を超え 15m ³ まで	168
		15m ³ を超える 場合	199.5

種別	区分	汚水量	金額 (円/月)
一般汚水	基本料金	5m ³ まで	756
	超過料金 (1m ³ につき)	5m ³ を超え 15m ³ まで	172.8
		15m ³ を超える 場合	205.2

種別	区分	汚水量	金額 (円/月)
一般汚水	基本料金	5m ³ まで	770
	超過料金 (1m ³ につき)	5m ³ を超え 15m ³ まで	176
		15m ³ を超える 場合	209

【農業集落排水（大田地域）】 ※事業所等の料金表は一般家庭用とは異なる。

平成17年10月（市町村合併時）

(1) 一般家庭

① し尿＋生活雑排水接続の場合

構成人数	金額 円/月
1人家族	1,500
2人家族	2,670
3人家族	3,250
4人家族	3,830
5人家族	4,410
6人家族以上	4,990

② し尿のみ接続の場合

構成人数	金額 円/月
1人家族	1,500
2人家族	1,850
3人家族	2,200
4人家族	2,550
5人家族	2,900
6人家族以上	3,250

③ 生活雑排水のみ接続の場合

構成人数	金額 円/月
1人家族	1,500
2人家族	2,320
3人家族	2,730
4人家族	3,140
5人家族	3,550
6人家族以上	3,960

平成26年4月（消費税8%を反映）

(1) 一般家庭

① し尿＋生活雑排水接続の場合

構成人数	金額 円/月
1人家族	1,540
2人家族	2,740
3人家族	3,340
4人家族	3,940
5人家族	4,540
6人家族以上	5,140

② し尿のみ接続の場合

構成人数	金額 円/月
1人家族	1,540
2人家族	1,900
3人家族	2,260
4人家族	2,620
5人家族	2,980
6人家族以上	3,340

③ 生活雑排水のみ接続の場合

構成人数	金額 円/月
1人家族	1,540
2人家族	2,380
3人家族	2,800
4人家族	3,220
5人家族	3,640
6人家族以上	4,060

令和元年10月（消費税10%を反映）

(1) 一般家庭

① し尿＋生活雑排水接続の場合

構成人数	金額 円/月
1人家族	1,560
2人家族	2,780
3人家族	3,390
4人家族	4,000
5人家族	4,610
6人家族以上	5,220

② し尿のみ接続の場合

構成人数	金額 円/月
1人家族	1,560
2人家族	1,920
3人家族	2,280
4人家族	2,640
5人家族	3,000
6人家族以上	3,360

③ 生活雑排水のみ接続の場合

構成人数	金額 円/月
1人家族	1,560
2人家族	2,400
3人家族	2,820
4人家族	3,240
5人家族	3,660
6人家族以上	4,080

(5) 県内他団体の下水道使用料（公共下水道、特定環境保全公共下水道）

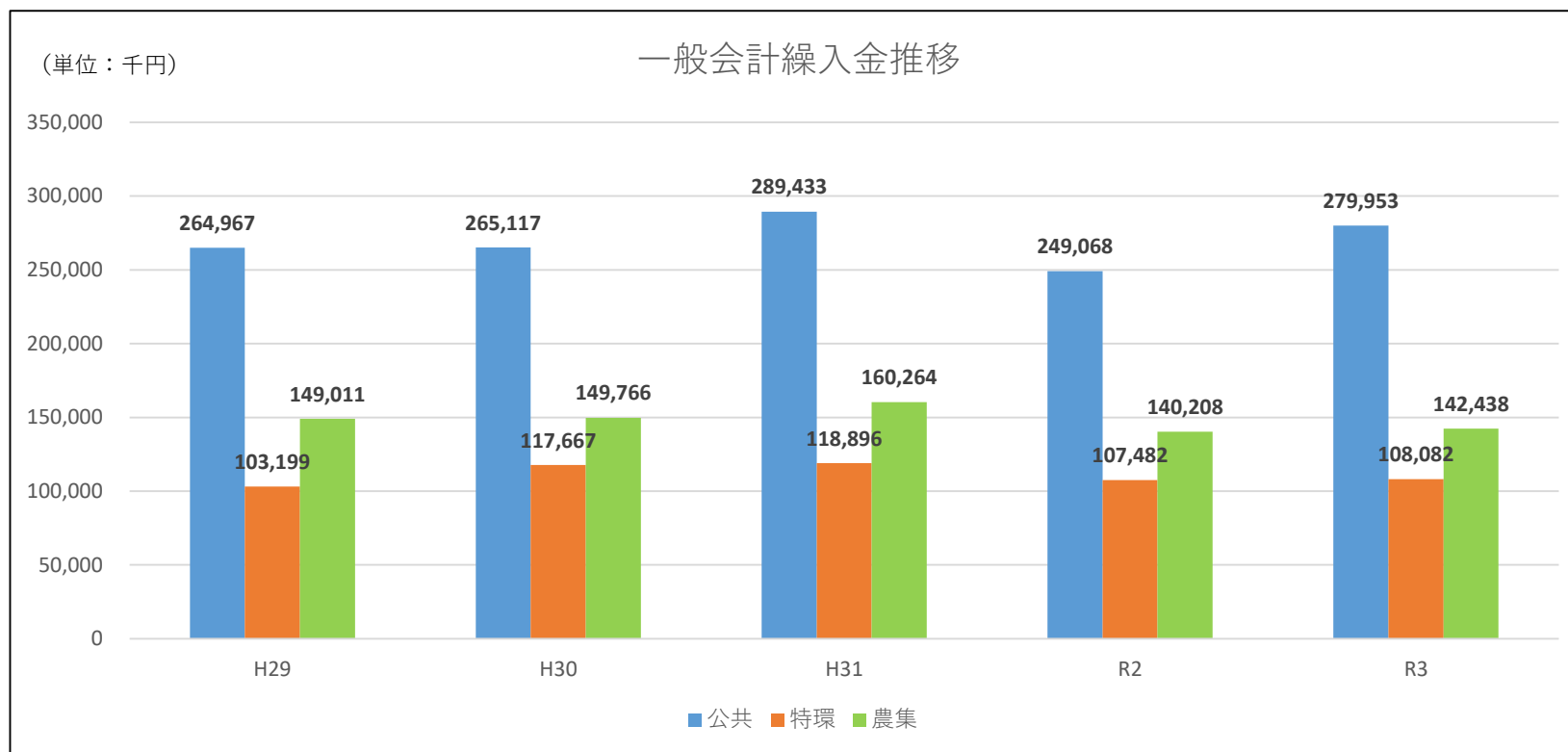
20 m³当たりの使用料順位（農業集落排水は世帯人数による料金体系のため掲載していない）

	団体名	基本料金	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³
1	豊後大野市	1,380 8m ³ まで	1,750	3,680	5,720	7,850	10,090	21,540
2	杵築市（特環）	770 5m ³ まで	1,650	3,570	5,660	7,750	9,840	20,290
3	臼杵市（特環）	1,210 7m ³ まで	1,700	3,410	5,170	7,040	8,970	18,870
4	中津市	1,265 8m ³ まで	1,595	3,300	5,142	7,121	9,212	19,937
5	日田市	1,520 10m ³ まで	1,520	3,130	4,830	6,610	8,610	19,360
6	国東市	1,210 8m ³ まで	1,520	3,080	4,640	6,260	7,880	16,840
7	豊後高田市	1,100 8m ³ まで	1,400	2,940	4,590	6,350	8,220	17,840
8	宇佐市（宇佐処理区）	1,100 8m ³ まで	1,390	2,930	4,570	6,330	8,190	17,790
9	臼杵市（公共）	1,380 10m ³ まで	1,380	2,920	4,680	6,660	8,750	19,750
10	佐伯市	680 5m ³ まで	1,400	2,910	4,500	6,150	7,860	16,930
11	日出町	1,048 8m ³ まで	1,322	2,862	4,732	6,602	8,472	18,072
12	津久見市	1,320 10m ³ まで	1,320	2,860	4,510	6,380	8,360	18,810
13	大分市	1,108 10m ³ まで	1,108	2,791	4,474	6,421	8,368	19,313
14	杵築市（公共）	1,100 10m ³ まで	1,100	2,750	4,400	6,050	7,700	16,500
15	宇佐市（安心院処理区）	880 10m ³ まで	880	2,530	4,180	5,830	7,480	15,730
16	別府市	938 10m ³ まで	930	2,150	3,370	4,720	6,070	14,320

5. 一般会計繰入金の現状

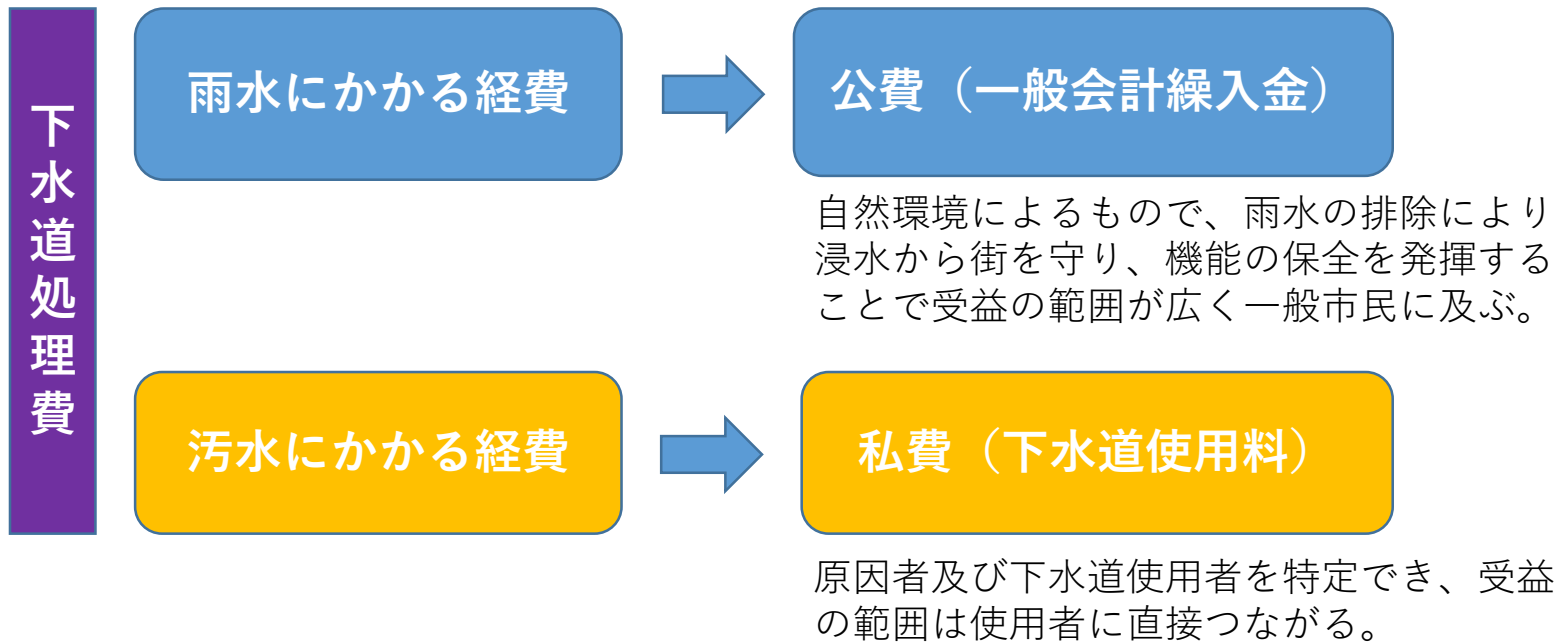
(1) 一般会計繰入金の推移

建設改良事業費等の増減により各年度の繰入金額の増減はあるものの、各事業とも一般会計からの繰入金が多額である。



(2) 経費の負担区分

○雨水公費・汚水私費の原則



(3) 一般会計繰入金の制度概要について

一般会計繰入には基準内繰入金と基準外繰入金があり、その概要は以下のとおり。

①基準内繰入金

毎年度、総務省から通知される「繰出基準」で公費（一般会計）で負担することが認められている繰入金。

基準内繰入金は、その一部が交付税措置の対象となる。

【基準内繰入金】

- ・ 雨水処理に要する経費
- ・ 分流式下水道等に要する経費
- ・ 高資本費対策に要する経費
- ・ 公費負担が認められる企業債の償還に要する経費 等

②基準外繰入金

繰出し基準に該当せず、収支不足を補てんするための繰入金。

交付税措置の対象とならず、その全額が一般会計の負担となる。

(4) 費用と財源の関係

下水道事業は、汚水処理による公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上及び処理区域内の雨水の排除等の内水対策を行っている。雨水処理に係る経費及び汚水処理に係る経費の一部（公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費など公的な便益も認められるもの）は基準内繰入として一般会計が負担。使用料収入、基準内繰入で賄いきれない収支不足分を基準外繰入として一般会計から補てんしている。

○費用

汚水処理経費		雨水等処理経費
私費負担部分（使用料対象経費）	公費負担部分	公費負担部分

○財源

使用料収入等	基準外繰入	基準内繰入
		一般会計繰入金

基準外繰入部分を踏まえ、使用料水準の検討をする必要がある

(5) 基準内繰入金の概要

令和3年度における一般会計繰入金の内訳は下記のとおり。

種 別	内 容	本市の予算科目	R3決算値（千円）		
			公共	特環	農集
基準内繰入金	雨水処理に要する経費	雨水処理負担金	70,268	0	0
	分流式下水道等に要する経費	他会計負担金	115,115	23,650	70,216
	高資本費対策に要する経費		0	40,811	43,347
	下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費	他会計負担金・出資金	16,417	0	0
	下水道事業債（臨時措置分）の償還に要する経費		0	0	418
	児童手当に要する経費		480	240	0
基準内繰入金合計			202,280	64,701	113,981
基準外繰入金	資金不足分を補てんするため、自治体の判断で公費負担する経費	他会計補助金・出資金	77,673	43,381	28,457
繰入金合計			279,953	108,082	142,438

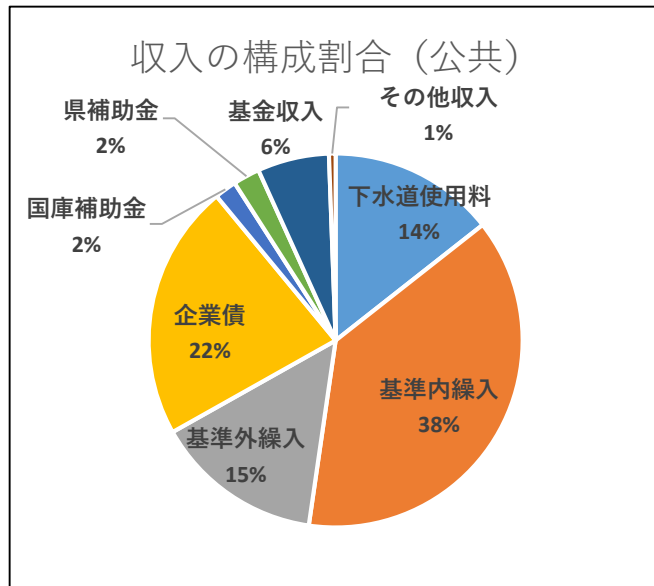
(6) 収入に対する繰入金の割合

一般会計繰入金は、各事業ともに収入のなかで大きな割合を占めている。(R3年度決算値)

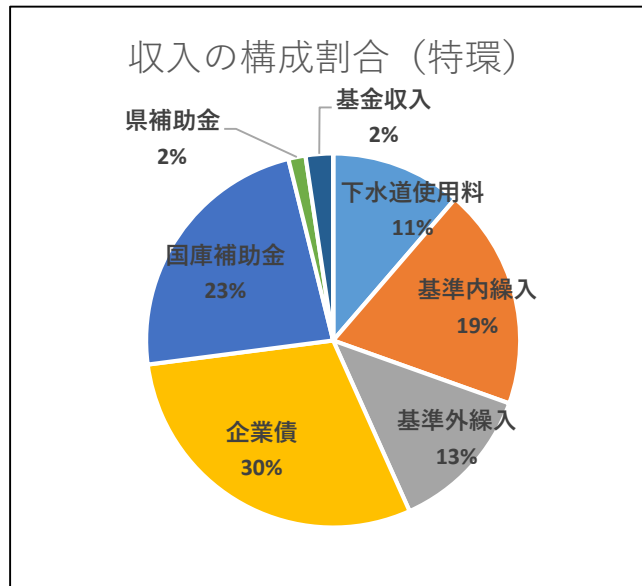
※各事業とも税込み金額及び現金収入ベースで記載しているため、決算書数値とは一部異なる。

公共下水道及び特定環境保全公共下水道は、収益的収入と資本的収入を合算して表示している。

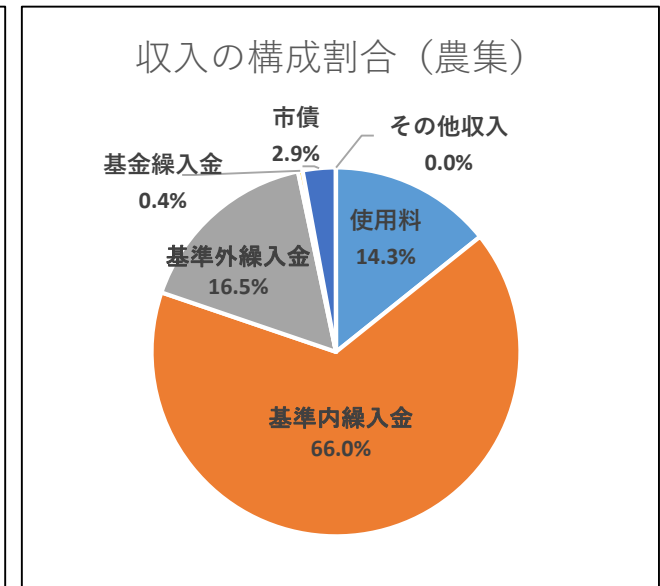
【公共下水道】



【特定環境保全公共下水道】



【農業集落排水】



6. 使用料改定検討の方向性

使用料改定の必要性

- ①公営企業として独立採算の原則により適正な使用料を徴収することが必要
- ②各事業とも収入に対する繰入金割合は大きく、特に公共下水道における基準外繰入金の額が大きい

使用料改定検討事業

- ①農業集落排水事業は、公営企業会計に移行しておらず使用料改定に必要な減価償却費等のデータが揃っていない
- ②公共下水道事業が最低限必要な経営努力とされる使用料単価水準150円/m³を満たしていない
- ③公共下水道事業の使用料水準は県内でも低い方である



今回の使用料改定は、公共下水道事業の使用料についてのみ検討する。